

No. 152

平成24年4月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
HPアドレス <http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会(TEL 0241-23-3263)

目次

村政報告……………	2
一般質問……………	3～8
企業立地協定について…	9
議決結果・請願・陳情…	10

議会だより

3月議会

当初予算案可決、一般会計27億9千万円

震災復興は？ 企業誘致への取り組みは？ (詳しくは3頁から掲載)



3月定例会 議場にて

昨年三月十一日に発生した東日本大震災から一年余りが過ぎ、未だ困難な生活を強いられている皆様に対し、北塩原村議会議員一同改めて心よりお見舞い申し上げます。

北塩原村においては、災害に起因する福島第一原子力発電所事故による風評被害が未だ様々な分野に多大な影響を及ぼしております。政府は昨年十二月に原子力事故の収束宣言をしましたが、収束には程遠い状況にあり、観光・農業を主とするこの北塩原村を復興していくためには、一刻も早い風評被害の払拭が求められているところでもあります。

今後も、村当局をはじめ、県・国・関係団体等と連携しながら、全力を尽くす所存であります。

北塩原村議会

村政報告



村長 小椋 敏一

招集 挨拶

3月 定例会

3月9日～15日

一、東日本大震災関係について

東日本大震災から一年が経過しようとする中、原発事故による風評被害が様々な分野において引き続き影響を及ぼしている。この長期化、深刻化する風評被害を払拭するため村では「がんばろう！北塩原村」で「がんばろう！北塩原村」をスローガンに村民の皆様方のご協力を得ながら種々努力を重ねてきた。各種イベントへの参加や助成事業、関係機関への要望活動や各種メディアを使った観光PR活動を展開してきた。今後も引き続き裏磐梯の観光復興に努めていく。

村産の農産物については安全性が確認され一安心しているところであるが、四月からの新基準値設定により予断を許さない状況であり、今後も常に危機感をもって対応していく考えである。

また、原子力損害賠償については、この事故がなければ生じることがなかった全ての損害について確実に賠償の対象となるよう、そして村が早期に事故以前の姿に戻るようあらゆる手を尽くしていく。

二、東京杉並区との災害時相互援助協定締結について

昨年三月十一日発生の大震

災を教訓とし、災害発生時に受ける物的・人的援助や避難住民の受け入れなど相互援助の協力体制を盛り込んだものであり、村民の安全安心確保が強化されるとともに、杉並区との交流がさらに広がるものと思っている。

三、裏磐梯雪まつりについて

「がんばろう！日本」「がんばろう！福島」「がんばろう！北塩原村」「きてくなんしょ！裏磐梯」をキャッチフレーズに、去る二月十七日から二十日までの十日間、裏磐梯の各会場で第四回裏磐梯雪まつり二〇一二を開催した。エコナイトファンタジー、裏磐梯かまくら村、雪像作り大会、湯喜めぐり、裏磐梯屋台村など多彩な企画を、杉並区の学生ボランティアの応援をいただきながら、関係団体との連携により実施した。

また、溝畑観光庁長官も来村し、意見交換会を行った。期間中、約一万二千人のお客様にお出でをいただき、この冬の集客につながったと思っている。実行委員をはじめ応援してくださった皆様に対し厚く御礼申し上げます。

四、村内の子どもたちの活躍について

裏磐梯スポーツ少年団ジュニアバドミントンクラブの部員たちは、県大会で準優勝や多数の上位入賞、そして東北大会、全国大会へ出場した。全国大会へ出場した部員は県代表チームの主力選手として県として過去最高順位となる三位入賞するなど大活躍であった。また、同スポーツ少年団スキー部では、県大会で多数上位入賞し、東北大会出場を果たした。裏磐梯中学校スキー部の生徒たちは、県大会で上位入賞し、東北大会、全国大会出場など大躍進であった。

このほかにも、村の児童・生徒たちの文武両面にわたる一生懸命頑張る姿に深く感銘し、未来を担う村の子供たちに元気をいただいた。

いろいろな面で指導に当たられている小中学校の先生方、地域の指導者の皆様に改めて感謝申し上げるとともに、子供たちのさらなる健やかな成長を切に願うものである。

五、職員の人事関係について

福島県への実務研修生一名については期間満了によりこの三月末に復帰する。

本年度の退職者は、定年退職一名、任期付職員の退職一名、その他の退職二名の計四名である。

なお、平成二十四年度村職員の新規採用予定については、二名である。

北塩原村第四次 総合振興計画 基本目標

- 一 自然・歴史を活かして観光と商工業が発展する村
- 二 地域の風土を活かして特色ある農林漁業を展開する村
- 三 健康と福祉が充実し、一人ひとりがいきいきを暮らしている村
- 四 子どもからお年寄りまで、ずっと笑顔で明るく元気に暮らせる村
- 五 スポーツや芸術文化が盛んで、歴史を守り引き継ぎ、健康で心豊かに暮らせる村
- 六 暮らしの環境が整い、地域ぐるみで安全を守る安心な村
- 七 住民と行政が一体となつてむらづくりをすすめる村

一般質問 1

⑥番 相原和之



1 合宿利用者支援助成事業について

① 風評被害に苦しむ中、県外からの誘客、集客事業として合宿利用者支援助成事業は期待するところであるが、その事業内容を伺う。

商工観光課長

文化とスポーツの合宿拠点として、高校や大学等の団体が村内施設等を合宿で利用する場合の支援をするものである。助成対象は、1回の合宿に参加した方の延べ宿泊数が60人泊以上で、助成金の額は、単年度につき1団体1回限りで、県内団体は1回3万円、県外団体は5万円である。

再質問

60人泊以上を設定した理由は。対象から外れる60人泊未満の場合に對して、柔軟に對応していく考えはあるのか。

商工観光課長

通常の合宿ケースとなると15〜20人で3〜4泊することを想定し60人泊を設定した。宿泊の要件については緩和に向けて検討する。

再々質問

昨年からのこの60人泊以上というのはハードルが高いと質問している中、これから検討するということでは危機感が足りないと感じる。大企業向けの事業のように感じてしまうが、観光業で一番多く、そして苦しんでいる零細企業に對しての對策をしていくのが行政であると思うが村の判断を伺う。

村長

新年度からは50人泊位を想定し要件を緩和していく。

関連質問

小原元議員

人数にこだわるのではなく、例えば3泊以上宿泊した団体に對して助成するといった形のほうが効果はあると考えるが。

村長

県の事業で救えない部分について村で対応していくとの考えからこの事業を実施してきたが、あくまで団体としての取り扱いであるので平成24年度からは50人泊という人数で検討したい。

一般質問 2

⑪番 遠藤祐一



1 北塩原村企業誘致条例及び誘致について

① 当村企業誘致条例制定の考えはあるか伺う。
② 企業誘致策として今後の施策を伺う。

村長

企業誘致条例については企業の動向や、すでに工業団地を整備分譲している隣接市町村の動向等を見極め前向きに検討する。

企業誘致の大きな目的は、雇用の場を作り、若者が定住できる環境を整備することであると考えており、企業誘致に向けて、引き続き情報収集や働きかけを行っていく。

再質問

震災からの復興の時期であり進出を希望する企業があるかもしれない中、早期に条例を制定し、企業の受け入れ態勢を整えておく必要があると考えるが。条例を制定し、行政が各企業へ積極的にセールスしていく必要があると考えるが。

村長

条例制定については早急に行っていく。行政として各企業等へ企業誘致のセールスを行っていくたい。

再々質問

いつごろを目途に条例を制定する考えなのか。

村長

6月を目途に検討したい。

2 震災復興基金活用について

① 行政施策だけに頼らず住民の知恵行動による村づくり施策について伺う。

② 今後の基金活用について 伺う。

総務企画課長

協働による村づくりを行政運営の柱の一つとしており、「日本でも美しい村づくり事業」「地域活性化事業」「地域間世代間交流事業」等、村民の皆様に参加していただく事業を計画している。

村民生活の安定、経済の振興に重きを置いて基金を有効に活用していく考えの下、平成二十四年度においては、防災体制強化、住宅改修助成事業、農産物の風評被害対策事業、観光誘客推進事業の四つの事業に基金を活用する。

再質問

村民と一体となり、自慢できる村づくりを進めるには、現在実施している環境美化推進事業に復興基金を活用させ、より活性化させることが必要と考えるが。

村に潜在している文化財を掘り起こし、観光誘客につなげる事業に基金を活用することが村の活性化につながると考えるが。

総務企画課長

環境美化については、それが震災復興につながるという考え方があれば基金の活用もできなくはないと思うが、その他の財源を使う考え方もあるのでご理解いただきたい。

村にある文化・歴史資源を掘り起こし観光振興を図り、風評被害払拭につながるような計画を考えており、ご理解いただきました。

再々質問

この基金は住民の生活支援を進めるためのものであり、環境美化にも活用できると思うが。

総務企画課長

震災復興のため環境美化もやるということであれば活用できるが、新年度の環境美化については他の財源で対応していく考えである。

関連質問

小松義正議員

復興基金を活用し、農業経験のある技術職員を採用し農業施策を展開していく考えはないのか。

副村長

技術職員の重要性は認識しており今後の職員採用等に生かしていきたい。

一般質問 3

5番 小松 元



1 原発被害について

- ① 二次分までの損害賠償解決件数と金額を伺う。
- ② 原発事故によって生じた村の支出額と賠償についての考えを伺う。

企画室長

東京電力によると、村内事業者等については、請求件数百七十九件、請求金額は四億九千万。二月末現在で、支払済み額は、約三億八千万円、振込手続き中の金額が約六千万円で合計約四億四千万円である。

農業関係では、JA会津いい

でによると、二月二十一日現在で請求金額約二千三百万円、支払済み額が約一千九百万円である。

総務企画課長

原発事故により生じた支出額については、現在進行中のため現段階で明示するのは困難な状況であるのでご理解いただきたい。また賠償の考え方については、その基準が明確に示されていないが、今後県、他市町村と歩調を合わせ損害額を請求していく考えである。

再質問

漁協についての請求額はどのくらいなのか。
損害賠償について相談窓口を設置する考えはないのか。
村の支出額についての請求はいつでもいいのか。また損害について完全に賠償してもらう覚悟で取り組んでいるのか。

企画室長

松原漁業協同組合の状況については、内水面漁業組合連合会を通じて、現在弁護士と相談中であり、請求はこれからの状況とのことである。
相談窓口については、東京電

力による巡回相談会場の手配、商工会においては復興支援員による請求手続きの指導援助を行っており、ただちに相談窓口開設の状況にはないと考えている。

総務企画課長

自治体関係の損害賠償については具体的な基準がまだ示されておらず、今後決定すれば県・他市町村と歩調を合わせ損害額の請求をしていきたい。村の損害額については請求していく覚悟で取り組んでいる。

再々質問

原発事故の収束宣言について村の見解は。
土地の評価額はどのようなか。

企画室長

事故以前の村民生活の姿を取り戻すことが村の大きな目標と認識している。

総務企画課長

事故以前より活気のあるふるま村がくるまでは収束したとはいえないと考えている。

税務課長

平成二十四年度は評価替えの年であり、土地宅地のみではあるが、平均4.5%前後で下落するという数値が出ているところである。

2 下水道事業について

- ① 新年度の新規加入目標について伺う。
- ② 全戸加入で使用料はいくら増えるのか伺う。

建設課長

下水道未接続数ゼロを目標に進めていく。

全戸加入の場合の使用料金については、基本料金を例にとり計算すると、年間約二六四万六千円の増額になる。

再質問

十年以上加入できていない原因を調べる必要があると思うが。

上下水道の工事が予定されているが使用料の値上げにつながるのではないのか。

新年度からの高齢者住宅改修事業と連携する考えはないのか。

建設課長

高齢者の方、浄化槽整備済みの方、資金不足等、各家庭の状況を調査しており、そのことを考慮し折衝を行っている。

当村は河川上一番上流の村であり湖沼・河川の水質保全のためには下水道工事は必要な事業であると考えている。

住民課と連携し、住宅改修事業の活用を周知し積極的な加入推進を図っていききたい。

再々質問

高齢者住宅改修事業と合わせ3年計画位で未接続数ゼロを目指して実施していくのがよいと思うが、工事の実施はやむを得ない中、滞納・未加入者がある中で、「料金の値上げをすればよいという考え」になるべきではないと思うが。

建設課長

使用料金については、施設が老朽化してきており、水道加入金の件も含めて、今後計画的に調整していく形で計画していきたい。

3 村税等収納率向上対策について

- ① この事業のこれまでの成果を伺う。
- ② 今後の対策を伺う。

税務課長

平成二十三年度分の村税収納状況について、本年一月末現在で、現年課税分、収入済額五億二百万円、徴収率の対前年比〇・二%の減。

滞納繰越分の状況は、収入済額二千一三六万円、徴収率の対前年比四・二%の増。村税合計で、収入済額五億二千三三六万円で、徴収率の対前年比〇・〇二%の減であり、決算までには前年以上の収入確保をしたいと考えている。

現在実施している収納率向上対策を引き続き実施し、福島県会津地域地方税滞納整理機構による特別滞納整理チームへの参加によりさらなる努力をしている。また小中学生を対象とした租税教育、租税学習を計画し村税の重要性、必要性を広く広報・啓蒙等をしていきたい。

再質問

村外の固定資産税の滞納額が多いわけだがどう対応していくのか。

以前に特別徴収対策専門官を配置したことがあったが、それと比較して成果があったのか。

税務課長

滞納者の財産等の調査を行っており、財産・資産等がある場合差し押さえ、公売等を実施する予定であり、財産等がなければ滞納処分停止の法的措置をとる。年1回の資力回復調査をし、3年経過後に不納欠損処分の法的手続きをとることになる。

特別徴収対策専門官との比較については徴収目的が違うため比較できないが、今の体制で出来る限り徴収努力をしていきたい。

再々質問

固定資産税の滞納について物納させることはできないのか。

税務課長

地方税法の規定では物納の制度は無いため、正規の滞納処分に沿って処分を行っていく。

4 第五期介護保険事業について

- ① 村は保険料の引き上げを抑え込む努力が必要と思うが、その取り組みを伺う。
- ② その結果の保険料を伺う。

住民課長

介護保険料を抑制するためには、介護予防が重要であるとの考えから、てくてく健康教室等各種事業を実施し、要介護認定者を増やさないよう取り組んできたところである。

介護保険施設サービスの利用が増え、給付費が増加傾向にあることと、第五期計画ではグループホームを二棟整備する計画があり、介護保険給付費の増加が見込まれるため、月額七五〇円増加し、四千五百円になる予定である。

再質問

第四期計画で予定していたグループホーム建設がなされていないのだから保険料を上げるべきではないのか。

また、基金の取り崩しは考えていないのか。

住民課長

施設建設は確かに無かったが、介護保険施設の利用が多かったため事業費全体として予定よりも多くなり今回は料金を上げざるを得ない状況である。介護保険給付準備基金については二六四万円ほど取り崩す予定である。

再々質問

村民の負担を軽減する努力が必要と思うが。

住民課長

村としても極力負担軽減に努めた中で七五〇円の値上げということであり、ご理解いただきたい。

一般質問 4

2番 蟹巻尚武



1 第四次総合振興計画について

① 震災前の第三次総合計画と当期計画との取組み方の違いを伺う。

企画室長

計画期間について、第三次では十カ年計画であったが、第四次計画では直面している東日本大震災からの復興、原子力事故災害、大きく変化している社会経済情勢に柔軟に対応するため五カ年計画としている。

内容については新たな取組みとして、村民生活の安全・安心、風評被害対策、損害賠償の完全実施の三つの視点で基本計画を策定したところである。

再質問

地域新エネルギービジョンという言葉が新たに出てきているがどういうことなのか。

企画室長

風力発電、太陽光発電等の新エネルギーを活用したいという構想の下、平成十三年度に補助を受け北塩原村新エネルギービジョン計画を策定しているものである。

再々質問

地熱発電といったことが今回新しく入っており、三次計画より裾野を広げた形であると思うが、どのようなことを進める考えなのか。

企画室長

「脱原発」ということから再生可能エネルギーの割合を高めていこうという社会的背景があり、地熱資源開発については、磐梯山周辺地区でその賦存量が有望であるとの調査結果に基づき、猪苗代町、磐梯町と共同で取り組んでいくことから、その条件を踏まえ第四次総合振興計画に反映させたものである。

2 国道四五九号の通行安全対策について

① 国道四五九号 大塩北山間において、大規模な伐採が行われたことに伴い、ガードレール等による安全対策をすべきと考えるが当村の考えを伺う。

建設課長

道路管理者である喜多方建設事務所に安全対策を要望しているところであり、今年度中に調査を行い、平成24年度早期に工事を発注予定であるとの回答であるが、重ねて強く要望している。

再質問

雪も解け始め、法面も見えてきており、不安に感じている住民も多い状況下で、村としてどう対応していくのか。

建設課長

年度明けに早期に着手することであるので、時期が決まり次第ご報告したい。

一般質問 5

1番 若林幸子



1 役場職員人事、執務体制について

① 専門職、事務職と一般に分かれると思うが、特定の係に事務が片寄ったり、職員配置、行政機構に問題はないのか伺う。

総務企画課長

時期により一時的に事務が集中することはあるが、課内の全員体制、あるいは課を越えた応援体制等により対応している。また職員数は少ないが適材適所により職員を配置している。

再々質問

幼稚園教諭が税務課に勤務しているような状況があるが、職員との面談等を通し職員の長所生かすような人事異動をすべきでは。

村長

定数や幼稚園の統合関係もあり、幼稚園教諭については2年間程度の交代で一般事務のほうへ配置をお願いしている状況である。また適材適所の人事異動を実施している。

2 開かれた村政にするためのオンブズマン制度の取組みについて

① 毎日のように、他の市町村で新聞を賑わせている、指名競争入札、偽装や談合問題について、当村では談合に関してどのように考えているのか伺う。

総務企画課長

独占禁止法第3条で禁止されている不当な取引制限にあたる場合については、決して許されるものではないと考えている。

再質問

開かれた村政のためには疑念を持たれないようにすべきと思うが。

総務企画課長

公平に行っているも疑念を持たれるようでは困ることであるので透明性があり、村民との距離が近くなるような仕組みを考えていきたい。

3 村内の放射線量、測定について

① 村内全ての集会施設について地上50cm、1mの高さで測定しているとのことだが、他の市町村では、日常生活において目安となる数値を、子供が生活する高さである地上50cmで、そして地面に近い位置で活動する砂場、芝生や広場は地上5cmとして測定しているが、当村の考えを伺う。

住民課長

公共施設については毎週水曜日に放射線量測定を実施しており、県環境放射線モニタリング実施要領の測定方法に基づき地上50cmの高さで測定している。地上5cmの高さでの測定については関係機関との協議のうえ検討したい。

再質問

子供たちは学校・幼稚園・保育園で過ごす時間が多いので、春には地上5cmでの測定をすべきと考えるが村の見解は。

住民課長

近隣市町村においても地上50cm、1mでの測定をしている状況であるが、今後雪解けを見て線量が高ければ対応していきたい。

再々質問

側溝についても地上5cmでの測定をすべきでは。前回の議会でもより精度のよい測定器を導入したいとの答弁であったが、いつ頃導入するのか。

住民課長

雪が解けしだい各所の測定を行いたい。また測定器についてはすでに導入済みである。

一般質問 6

③番 五十嵐力雄



1 村長の政治姿勢と今後の行政執行について

① 今までの執行についてと今後の取組み姿勢について及び9月の改選について伺う。

村長

これまで住民参加による協働の村づくりを基本とし・歴史・文化等地域資源を活かした村づくりを進めてきた。日本で最も美しい村連合への加盟、磐梯山周辺地域の日本ジオパークへの認定、農産物の生産力・品質向上対策や特産品開発、コミュニティバス運行、民間活力による認可保育所の開設、子どもの医療費の無料化、東京都杉並区をはじめとした交流事業の強化、情報のインフラ整備等を推し進めてきた。

今後は村政運営方針として掲



村長

事前に新聞報道されてしまったことについては大変申し訳なく思っている。今後このようなことの無いよう留意したい。

げ7本の柱を軸に、住民の皆さんが夢と希望の持てる村づくりに向けて全力で取り組む所存であるが、原発事故の風評被害を払拭することが当面の優先課題である。

村民の生活と暮らしを最優先とする協働の村づくりが実現するよう全精力を傾けていくことが私に課せられた使命であると考え、来る村長選挙において再出馬する決意を固めた。

関連質問

五十嵐善清議員

一般質問の通告を受けていながら事前に新聞報道での出馬表明は順序がちがうのではないかと。

一般質問 7

9番 遠藤春雄



1 飲料用水調査について

① 各地区に簡易水道施設があるが、昨年に放射線物質のついた枯葉が落ち、春には雪解け水が流れてくるため早めに調査すべきと考えるが村の考えを伺う。

建設課長

県の飲料水放射性物質モニタリング実施計画によると検査頻度は原則1カ月に1回以上とされており、当村では水源が表流水の早稲沢地区では1週間に1回、その他の地区では2週間に1回の頻度で検査しており、結果については村ホームページ等で公表している。現在水道水のいづれからも放射性物質は検出されていない。

再質問

昨年度の森林組合各団体による北山地区の山林の雑地を検査した結果基準値を超えていたとのことだが、落ち葉の放射線量が高いとの報道があるので県と共同して早めに検査・報告をするべきと考えるが。

建設課長

現在のサイクルで検査を続けていきたい。公表については月2回発行している災害関連情報誌やホームページで随時更新しているのご理解頂きたい。

再々質問

4月より放射性セシウムの基準値が大幅に厳しくなる中、村としての対応は。

建設課長

4月より検出限界値の基準が厳しくなるが、当村では先行して2月より新しい基準で検査を行っており、その結果現在のところ検出限界値NDとなっており。

2 旧大塩小学校利活用について

① 24年度に改修工事が始まるが今後どのような形になるのか伺う。

企画室長

旧大塩小学校の利活用事業の目的は、人が集まり交流する拠点を整備することであり、整備スケジュールとしては、平成24年度は、機械設備・電気設備工事、内部改修を行い、平成25年度の供用開始を目標としている。

再質問

図書室、展示場では人は集まらないと思うが、基幹産業も取り入れながら経済効果が生まれるような方向性をはっきり示す必要があると考えるが。

企画室長

雇用の創出、村全体の経済の活性化は重要な視点であると認識している。跡地利用検討委員会の審議結果の中には農産物加工施設という提案もあり、そのような団体があれば雇用の場や経済の活性化につながると考える。

ている。事業の執行に当たっては雇用・経済を視野に入れ事業に取り組んでいきたい。

関連質問

五十嵐正典議員

設計内容がまとまり次第、地区住民への説明会実施することなのであったが、それがなされていないが村ではどう考えているのか。

利益の上がるようにしなければ維持管理もままならないと考えるが村の考えは。

企画室長

住民の皆様へ説明をする予定であったが、2月の全員協議会を受けて、再度議会の方々への説明が必要であると感じ、若干スケジュールが変更となった。先ほどの農産物加工施設などの団体があれば、経済効果も生まれてくると考えている。



企業立地協定について

去る3月22日、議会全員協議会が開催され、村長より「企業立地協定について」の説明を受けた。
その内容は、旧大塩小学校跡地を利用した企業立地を計画している企業（株式会社オーデン 本社：東京都）があり、過日の3月定例会において、旧大塩小学校利活用計画の予算を議決したところではあるが、この企業の事業計画についても利活用計画として検討したいとのことであった。

①企業の概要

(1) 本社の概要

本 社 の 所 在 地	福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字六郎屋敷 2134
資 本 金	100 百万円
前 年 の 生 産 額	0 百万円
主 要 製 品 名	発電、ハウス栽培野菜、養殖魚
設 立 年 月 日	平成24年6月1日（設立予定）
県内の主な事業所	本社所在地に同じ
県外の主な事業所	東京都江東区東陽 3-23-26（株）オーデン気付
従 業 員 数	0（別働隊で、創業準備要員2名活動中）

(2) 現行の工場等の状況

工 場 等 の 名 称	裏磐梯パイロットファーム		
工 場 等 の 所 在 地	福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字六郎屋敷 2134		
敷 地 面 積	約 66,000 m ²	建築面積	延べ約 6,000 m ²
緑 地 面 積	m ²	敷地の緑化率	%
用 地 取 得 年 月 日	平成24年6月1日（北塩原村から、廃校舎等を借り受ける予定）		
主 要 製 品 名	発電、ハウス栽培野菜、養殖魚		
業種分類(中・小分類)	A 農業（中分類 01 小分類 011） B 漁業（中分類 04 小分類 042） E 製造業（中分類 09 小分類 092・093） F 電気業（中分類 33 小分類 311）		

※雇用計画：従業員数 250 名（うち正規従業員 200 名 ※新規地元雇用）

②議会としての意見

企業誘致に関しては、議会としても早急な条例制定、そして企業誘致の取組みを今後大いに進めていくべきものであると認識している。

ただし、今回の全員協議会では、この企業の事業計画を旧大塩小学校利活用計画に含めて検討することについては賛成するものであるが、この全員協議会が今回の事業計画自体を賛成する場ではないことと、詳細に検討するための時間・資料等がない状況でもあり、今後は再度事業についての説明、そして地区住民への説明も必要となるものであろう。

審議結果一覧

《2月臨時会》

平成24年2月2日提出

専決処分の承認を求めることについて（平成23年度北塩原村一般会計補正予算（第8号））・・・原案承認
北塩原村震災復興基金条例・・・原案可決
平成23年度北塩原村一般会計補正予算（第9号）・・・原案可決

《3月定例会》

平成24年3月9日提出

北塩原村診療所指定管理者の指定について・・・原案可決
北塩原村第四次総合振興計画の策定について・・・原案可決
北塩原村過疎地域自立促進計画の変更について・・・原案可決
北塩原村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例・・・原案可決
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・原案可決
北塩原村出産祝金条例の一部を改正する条例・・・原案可決
北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例・・・原案可決
北塩原村営住宅管理条例の一部を改正する条例・・・原案可決
北塩原村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例・・・原案可決
北塩原村体育施設条例・・・原案可決
スポーツパーク松原湖条例・・・原案可決
北塩原村温泉健康増進施設条例・・・原案可決
松原ふれあい温泉「湖望」条例・・・原案可決
北塩原村活性化センター設置及び管理に関する条例・・・原案可決
北塩原村生活改善センター設置に関する条例・・・原案可決
北塩原村林産物展示販売施設条例・・・原案可決
いこいの森グリーンフィールド条例・・・原案可決
北塩原村ふれあい広場施設設置に関する条例・・・原案可決
北塩原村農産物加工施設条例・・・原案可決
北塩原村農産物直売施設条例・・・原案可決
裏磐梯サイトステーション条例・・・原案可決
松原歴史館条例・・・原案可決
裏磐梯物産館条例・・・原案可決
収入役身元引受に関する条例等を廃止する条例・・・原案可決
平成23年度北塩原村一般会計補正予算（第10号）・・・原案可決
平成23年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）・・・原案可決
平成23年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）・・・原案可決
平成23年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第3号）・・・原案可決
平成23年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）・・・原案可決
平成24年度北塩原村一般会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村簡易水道事業費特別会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村農業集落排水事業特別会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村介護保険事業特別会計予算・・・原案可決
平成24年度北塩原村後期高齢者医療特別会計予算・・・原案可決

請願・陳情

◎採択となったもの

○福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書

〈陳情者〉

福島市舟場町三番地二六

新日本婦人の会福島県本部

会長 井上裕子

◎趣旨採択となったもの

○防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書

〈陳情者〉

宮城県仙台市青葉区二日町

九・一五

国土交通労働組合

東北地方協議会

議長 後藤明広

編集委員

委員長 大竹良幸

副委員長 蟹巻尚武

委員 五十嵐善清

委員 若林幸子

委員 小椋真